

# 令和7年度 四日市市立橋北中学校部活動指導方針

## 1 部活動に関する基本的な考え方

### (1) 学校教育目標

あなたらしく、あたらしく

【めざす生徒の姿より】自立・協働・創生

### (2) 部活動目標

・ 生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しみ、豊かな人間性を育てる。

・ 部活動の目標や意義を十分理解して活動させることにより、向上心や責任感、連帯感を育み、困難に立ち向かい、克服する強い精神力を養う。

### (3) 部活動の運営・指導について

- ・ 教育活動の一環として、教育課程との連携を図り、計画的に指導し、安全な部活動をめざす。
- ・ 生徒との対話を重視した、生徒を伸ばす指導を行う。
- ・ 保護者との連絡を密にし、理解、協力を深め、地域にも開かれた部活動をめざす。

## 2 具体的な指導

### (1) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

#### ① 年間活動計画の作成

- ・ 年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び、生徒・保護者への提示は4月中に行う。
- ・ 参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加することが望ましい。

#### ② 月間活動計画の作成

- ・ 年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、教頭に提出し、生徒・保護者に提示する。(前月中)
- ※変更がある場合は赤字で訂正する。

### (2) 休養日・活動時間の設定

【休養日】1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定をする。

#### ① 平日の休養日について

- ・ 原則、水曜日を休養日とする。  
(但し、やむを得ない場合は別曜日の振替は可とする。)

#### ② 土日の休養日について

- ・ 原則、土日のいずれか1日を休養日とする。
- ・ 大会やコンクール等の前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日(平日に休養日をもう1日)を設けること。
- ・ 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

#### ③ 長期休業中の休養日について

- ・ 1週間のうち、平日1日、土日のいずれか1日を休養日とする。

### 【活動時間】

① 原則として顧問がついて指導にあたる。顧問がつけないときは、事前に必ず指示をする。(生徒玄関にある部活予定ホワイトボードを利用する。)

#### ② 平日の活動時間について

- ・ 放課後の練習は、2時間以内とする。

#### ③ 週休日及び休日(長期休業期間を含む)

- ・ 原則、3時間以内とする。

※ 上記の活動において、②、③の原則を超える場合は校長の承認を得ること。  
ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十

分配慮すること。

- ④ 開始時刻
  - ・ 基本的に、帰り学活終了15分後からとする。
  - ・ 参加できない場合、その日の部活動開始までに顧問に届ける。
- ⑤ 部活動終了時刻
  - ・ 右の表の時間を最終活動終了時刻とする。
  - ・ 終了後15分以内に下校を完了する。
  - ・ 天候・日没時間・当日の日程により変更する場合がある。
- ⑥ 朝練習
  - ・ 朝練習は、週3日間以内とする。
  - ・ 7:30～8:10までの時間帯の中で、顧問がつける時間とする。
  - ・ 8:10までに片付け完了し、8:15までに鍵を返却する。

### (3) 事故防止と安全管理

- ① 適切な休憩時間の設定
  - オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。
- ② 活動スペースの確保
  - 活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。
- ③ 施設・用具等の点検
  - 活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。
- ④ 事故発生の場合
  - 万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ること。

期 間	終了時刻
4～新人戦	17:00
新人戦～12月	16:30
1 月	16:45
2月～3月	17:00

### (4) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② H&Sや学校ホームページ・部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付することで理解を得ること。
- ④ 対外的な活動(練習試合、大会、コンクール等)については、保護者への応援依頼を積極的に行うこと。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑦ 地域に部活動の運営に対する理解と協力を求め、今後は地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

### (5) 合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、中体連の申し合わせに従い、校長の承認を得ること。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ること。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一

事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応をとること。

### 3 その他の留意事項

#### (1) 設置について

##### ① 設置部活動

- ・軟式野球部(男女)、ソフトテニス部(女)、バレーボール部(男女) 音楽部(男女)、園芸創作部(男女)、防災部(男女)

##### ② 設置基準

- ・部活動の成立条件は、当該年度の新1年生の入部が1名以上とする。
- ・条件が満たされなかった場合は、職員会議で検討する。

#### (2) 入部、転部、引退について

##### ① 入部は自主的・自発的な参加とする。

- ・社会体育及び文化・芸術活動等に所属していても、部活動に入部し、活動できる日だけ参加することも認められる。
- ・防災部は他の部活動との兼部が認められる。

##### ② 新1年生の入部については、部活動紹介後、見学・仮入部体験をする。

- ・部活集会をもって正式入部とし、部員としての活動を実施する
- ・部活動ミーティングの場所(令和7年度)

野球部→2階少人数教室	ソフトテニス部→3A
バレーボール部(男)→2A	バレーボール部(女)→1A
音楽部→音楽室	園芸創作部→フレンド2
防災部→図書室	

③ 事情により、転部・退部を希望する生徒は、顧問と担任の指導を受け、保護者の同意も受ける。職員全員に周知する。

##### ④ 部活動の引退については、原則として3年生の中体連終了後とする。

- ・但し、音楽部は、三四季音楽会終了後とする。
- ・園芸創作部は文化祭終了後とする。
- ・引退した3年生が部活動に参加する場合は、全職員に周知し許可を得る。

#### (3) 経費について

##### ① 部活動予算は、「市費」及び「教育活動費」から計画的に支出し、適切な予算管理を行う。

##### ② 生徒の旅費は、原則個人負担とする。ただし、中体連と共催する大会及び県のコンクールについては後援会会計より支払う。

##### ③ 団体登録費及び登録手数料は、「後援会会計」より支払う。

- ・但し、個人登録費は、個人負担とする。

##### ④ 大会参加費は、「後援会会計」より支払う。

##### ⑤ ユニフォームの購入費は、「後援会会計」より支払う。

- ・購入順は、以下のとおりとする。

令和7年度 バレーボール部(男子) 令和8年度 ソフトテニス部(女子)  
令和9年度 バレーボール部(女子) 令和10年度 音楽部  
令和11年度 野球部 以降はローテーション

##### ⑥ 生徒からの徴収金は、必要最低限度のものとする。

- ・部活で統一したジャージ、Tシャツ等の購入はしない。

#### (4) 活動中における事故発生について

##### ① 「事故発生時の連絡体制」にのっとり、速やかに連絡と対応をおこなうこと。

##### ② 活動中および活動以外の場所で生活指導上の問題や事故が発生した場合は、顧問・生指・担任で出来る限りその日のうちに指導・対応にあたる。また、家庭訪問などで家庭へ報告する。

#### (5) 活動における確認事項

##### ① 顧問不在時における活動について

- ・部活動協力員に活動の見守りと活動内容を依頼する。
- ・部活動を中止する場合は教育計画にしたがって決定する。

